

2. 食 品 衛 生

食品衛生事業は、食品衛生法等の規定に基づき、飲食による衛生上の危害の発生を防止し、区民の健康の保護を図ることを目的としている。区では毎年度、区民の意見を参考に豊島区食品衛生監視指導計画を策定し、これに基づき事業を実施している。食品等事業者に対しては、営業の許可、届出の受理、監視指導、食品の検査、衛生講習会等を実施している。特に食中毒、苦情の発生時には、食品等事業者に対して、営業停止処分、改善指導など必要な措置をしている。

また、区民に対しても、最新の食品衛生情報、知識を提供するため、講習会、街頭相談等の消費者教育も実施している。

[1] 食品関係営業施設数及び監視指導数

(1) 食品衛生法に規定する営業

食品衛生法に基づき公衆衛生に与える影響が著しい飲食店等の許可及び監視指導を実施している。

年 度		区 分	新規申請件数 (件)	更新申請件数 (件)	廃業届出件数 (件)	施設数	監視指導数 (件)
28			1,475	868	1,496	9,944	15,785
29			1,663	894	1,619	9,988	14,946
30			1,603	811	1,677	9,914	13,681
元			1,591	775	1,613	9,892	12,455
2			1,544	1,000	1,366	10,070	7,777
飲 食 店 営 業	旅館・ホテル		6	13	2	104	36
	バー・キャバレー		130	38	83	639	355
	一般飲食店		625	473	698	4,992	3,668
	民生食堂		0	0	0	0	0
	すし屋		8	15	19	134	142
	そば屋		13	22	19	154	206
	仕出し屋		7	3	4	49	67
	弁当屋		33	22	33	211	298
	そう菜屋		31	31	19	261	316
	コンビニエンス等		0	0	1	2	0
	移動		0	1	0	3	1
	臨時		0	3	1	11	3
	許可ある集団給食		12	16	20	145	163
	自動車		23	4	14	114	27
	自動販売機		6	12	12	47	18
	天ぷら船		0	0	0	0	0
小計		894	653	925	6,866	5,300	

区 分		新規申請件数 (件)	更新申請件数 (件)	廃業届出件数 (件)	施設数	監視指導数 (件)
喫茶店営業	店 舗	46	12	47	121	124
	自 動 販 売 機	24	41	49	297	67
	自 動 車	1	0	1	9	1
	小 計	71	53	97	427	192
菓子製造業	パ ン 製 造 業	24	12	7	171	101
	生 菓 子 製 造 業	33	14	27	176	170
	その他の菓子製造業	119	25	76	342	293
	移 動	0	1	0	1	1
	臨 時	0	0	0	2	0
	自 動 車	6	0	3	21	6
	小 計	182	52	113	713	571
あ ん 類 製 造 業		0	0	1	1	2
アイスクリーム類製造業		36	7	38	90	141
乳 製 品 製 造 業		2	0	0	7	4
乳類販売業	専 業	1	3	1	18	14
	シ ョ ー ケ ー ス 売 り	63	64	57	542	208
	自 動 販 売 機	13	34	28	195	49
	自 動 車	0	0	0	1	0
	小 計	77	101	86	756	271
食 肉 処 理 業		2	3	0	25	25
食肉販売業	一 般	71	12	6	155	260
	包 装	65	50	48	388	184
	自 動 販 売 機	0	0	0	0	0
	自 動 車	0	0	0	1	0
	小 計	136	62	54	544	444
食 肉 製 品 製 造 業		1	0	0	16	10
魚介類販売業	一 般	28	11	8	114	447
	包 装	51	49	39	349	199
	自 動 車	0	0	0	1	0
	小 計	79	60	47	464	646
魚 肉 練 り 製 品 製 造 業		0	0	0	5	3
又は食品の冷凍 又は冷蔵業	冷 凍 業	0	0	0	5	2
	冷 蔵 業	0	0	0	0	0
	小 計	0	0	0	5	2

区 分	新規申請件数(件)	更新申請件数(件)	廃業届出件数(件)	施設数	監視指導数(件)
清涼飲料水製造業	0	0	0	0	0
氷雪製造業	氷雪製造業	0	0	0	0
	〃(自動角氷製造機)	0	0	0	0
	〃(自動販売機)	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0
氷雪販売業	0	1	0	8	1
しょうゆ製造業	0	0	0	1	0
ソース類製造業	1	0	0	3	1
酒類製造業	1	0	0	3	1
豆腐製造業	0	5	0	16	27
納豆製造業	0	0	0	0	0
麺類製造業	6	2	1	25	33
そうざい製造業	56	1	4	93	103
缶詰又はびん詰製造業	0	0	0	0	0
添加物製造業	0	0	0	2	0

(2) 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する営業

食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に基づき食鳥肉の衛生水準を確保するため、食鳥処理施設の許可及び監視指導を行なっている。

なお、区内の食鳥処理施設はすべて年間処理羽数が30万羽以下の小規模食鳥処理業である。

年度	区分	新規申請件数(件)	廃業届出件数(件)	施設数	監視指導数(件)
28		0	0	7	15
29		0	0	7	13
30		0	2	5	7
元		0	1	4	6
2		0	0	4	5

(3) 食品製造業等取締条例に規定する営業

東京都食品製造業等取締条例に基づき、行商、つけ物製造業等の業種について許可及び監視指導を行なっている。

年 度 \ 区 分		新規申請件数 (件)	更新申請件数 (件)	廃業届出件数 (件)	施設数	監視指導数 (件)
28		205	83	188	947	2,236
29		171	77	193	925	1,859
30		190	60	185	930	1,449
元		198	78	177	951	1,584
2		205	75	177	979	1,071
行 商	弁当等人力販売業	6	1	2	25	21
	菓 子	37		46	18	0
	豆腐及びその加工品	0		0	0	0
	ゆ で め ん 類	0		0	0	0
	アイスクリーム類	0		0	0	0
	魚介類及びその加工品	4		4	3	0
	小 計	47	1	52	46	21
つ け 物 製 造 業		2	1	0	13	3
製菓材料等製造業		0	0	0	2	0
粉末食品製造業		0	0	0	3	0
そう菜半製品等製造業		2	1	0	18	6
調味料等製造業		9	1	1	29	14
魚介類加工業		4	0	3	11	5
液卵製造業		0	0	0	0	0
食 料 品 等 販 売 業	一 般	101	50	86	597	813
	包 装	35	11	25	189	192
	包装（一時販売）	1	1	1	7	3
	自動販売機	4	9	9	58	13
	自 動 車	0	0	0	3	1
	小 計	141	71	121	854	1,022
卵選別包装業		0		0	3	0

(4) 食品製造業等取締条例に規定する届出給食施設

平成13年に食品製造業等取締条例が改正され、本施設が規定された。届出の受理及び監視指導を実施している。

年度	区分	規模	届出件数 (件)	廃止件数 (件)	施設数	監視指導数 (件)	
28			20	8	181	207	
29			23	11	193	162	
30			20	18	195	169	
元			24	15	204	149	
2			9	9	204	173	
給 食	学校・幼稚園	I	0	0	0	0	
		II	0	1	13	12	
		III	1	1	20	16	
	病院・診療所	I	0	0	4	2	
		II	0	0	2	2	
		III	0	0	1	3	
	工場・事業所	I	0	0	5	5	
		II	1	1	2	2	
		III	0	0	0	0	
	児童福祉施設	I	2	2	51	50	
		II	3	2	57	45	
		III	0	0	0	0	
	社会福祉施設	I	0	0	14	11	
		II	1	1	2	2	
		III	0	0	0	0	
	ボランティア給食	I	0	0	6	3	
		II	0	0	0	0	
		III	0	0	0	0	
	その他	I	0	1	5	3	
		II	0	0	2	2	
		III	0	0	0	0	
	給食（届出以外）			1	0	20	15

(注) 規模欄のⅠ、Ⅱ及びⅢについては、施設ごとの供給食数に応じた分類である。

Ⅰ…1回20食以上50食未満又は1日50食以上125食未満の食事を供給する事業者

Ⅱ…1回50食以上300食未満又は1日125食以上750食未満の食事を供給する事業者

Ⅲ…1回300食以上又は1日750食以上の食事を供給する事業者

(5) ふぐの取扱い規制条例に規定する営業
 (ふぐ取扱所、ふぐ加工製品取扱施設)

東京都ふぐの取扱い規制条例に基づき、ふぐ取扱所の認証申請、ふぐ加工製品取扱施設の届出の受理及び監視指導を行なっている。特に冬期において、死亡率の高いふぐによる食中毒の未然防止に努めている。

年度	区分	新規件数 (件)	廃業件数 (件)	施設数	監視指導数 (件)
28		34	30	349	353
29		24	29	344	294
30		25	34	335	291
元		26	32	329	227
2		26	50	305	250
	ふぐ取扱所	3	12	60	79
	ふぐ加工製品取扱施設	23	38	245	171

(6) 食品衛生法施行細則に規定する営業

法、条例の適用を受けない食品製造業、食品販売業等については、食品の安全確保のため豊島区食品衛生法施行細則により営業の届出の受理及び監視指導を行なっている。

年度		区分	届出件数 (件)	廃業件数 (件)	施設数	監視指導数 (件)
28			4	38	3,383	4,613
29			3	21	3,365	6,428
30			7	8	3,364	5,221
元			6	10	3,360	4,618
2			9	69	3,300	2,131
食品製造業 許可を要しない	製粉・精米・製麦業		0	0	100	17
	つけ物製造業		0	2	10	3
	その他	一般食品	1	16	29	66
		乳肉食品	0	0	3	2
	小計		1	18	142	88
食品販売業 許可を要しない	魚介類加工品販売業		0	1	313	104
	乳製品販売業		0	0	475	24
	アイスクリーム類販売業		1	16	287	51
	野菜果物販売業		0	1	402	124
	菓子(パンを含む)販売業		6	31	740	1,150
	主食販売業		0	0	148	73
	酒類・調味料販売業		0	0	233	162
	その他の食品販売業		1	2	221	333
	小計		8	51	2,819	2,021
・食器器具容器包装 おもちゃ	食器具容器包装製造業		0	0	0	0
	食器具容器包装販売業		0	0	52	0
	おもちゃ製造業		0	0	0	0
	おもちゃ販売業		0	0	27	0
	小計		0	0	79	0
添加物製造業			0	0	0	0
添加物販売業			0	0	252	14
生食用食肉取扱い報告			0	0	8	8

[2] 食品・器具・容器包装等の検査

(1) 収去検査

食品衛生法で規格基準の定められている食品等、また東京都において措置基準の設けられている食品等を収去検査し、安全確保に努めている。

① 細菌検査（ウイルスを含む）

食中毒等の未然防止のため、細菌数、大腸菌群、大腸菌、黄色ブドウ球菌、腸炎ビブリオ、サルモネラ、セレウス、カンピロバクター、O157等の検査を行なっている。

なお、「否」は食品衛生法違反、「不良」は国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないものである。

(単位：件)

年 度	区 分	検体数	都 健 康 安 全 研 究 セ ン タ ー			登 録 検 査 機 関		
			総数	否	不良	総数	否	不良
28		368	7	0	0	361	1	24
29		312	7	0	0	305	2	15
30		328	7	0	0	321	1	33
元		269	5	0	0	264	0	22
2		186	5	0 (0%)	0 (0%)	181	3 (1.7%)	12 (6.6%)
	魚 介 類	29	0	0	0	29	0	2
	魚 介 類 加 工 品	6	0	0	0	6	0	0
	冷 凍 食 品	0	0	0	0	0	0	0
	肉・肉類及び同加工品	15	0	0	0	15	0	0
	乳・乳製品	5	5	0	0	0	0	0
	アイスクリーム類・氷菓	20	0	0	0	20	3	0
	穀類・同加工品	21	0	0	0	21	0	2
	野菜類・果実及び同加工品	0	0	0	0	0	0	0
	菓 子 類	15	0	0	0	15	0	1
	清 涼 飲 料 水	0	0	0	0	0	0	0
	酒 精 飲 料	0	0	0	0	0	0	0
	氷 雪 ・ 水	0	0	0	0	0	0	0
	かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0
	そう菜及びその半製品	33	0	0	0	33	0	1
	弁 当 類	42	0	0	0	42	0	6
	そ の 他 の 食 品	0	0	0	0	0	0	0
	添 加 物	0	0	0	0	0	0	0
	拭 取 り ・ 検 便	0	0	0	0	0	0	0

② 化学検査

食品及び器具、容器包装等について食品添加物、農薬、酸価、過酸化価、揮発性塩基窒素、重金属等の検査を行なっている。

なお、「否」は食品衛生法違反、「不良」は国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないものである。

(単位：件)

年 度	区 分	検体数	都健康安全研究センター		登 録 検 査 機 関		
			総数	否	総数	否	不良
28		173	5	0	168	0	0
29		171	5	0	166	0	0
30		191	5	0	186	0	0
元		183	5	0	178	0	0
2		136	5	0 (0%)	131	0 (0%)	0 (0%)
	魚 介 類	9	0	0	9	0	0
	魚 介 類 加 工 品	6	0	0	6	0	0
	冷 凍 食 品	0	0	0	0	0	0
	肉・肉類及び同加工品	5	0	0	5	0	0
	乳・乳製品	5	5	0	0	0	0
	アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0
	穀類・同加工品	24	0	0	24	0	0
	野菜類・果実及び同加工品	15	0	0	15	0	0
	菓 子 類	20	0	0	20	0	0
	清 涼 飲 料 水	0	0	0	0	0	0
	酒 精 飲 料	15	0	0	15	0	0
	氷 雪 ・ 水	0	0	0	0	0	0
	かん詰・びん詰食品	27	0	0	27	0	0
	そう菜及びその半製品	0	0	0	0	0	0
	弁 当 類	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 の 食 品	10	0	0	10	0	0
	添 加 物	0	0	0	0	0	0
	器 具 ・ 容 器 包 装 ・ 玩 具	0	0	0	0	0	0

(2) 簡易検査

調理器具、従業員の手指、食品について、衛生水準の維持・向上を図るため、現場等で簡易検査を行ない、その結果に基づき食品・器具類の取扱、施設の管理等について指導している。

① 細菌検査

簡易ふき取りキット等による、大腸菌群、ブドウ球菌、腸炎ビブリオ等の検査を行なっている。なお、「不良」とは細菌が1個以上検出された場合をいう。

(単位：件)

年度	区分	総数	適	不良
28		3,977	3,458(87%)	519(13%)
29		3,241	2,824(87%)	417(13%)
30		3,732	3,323(89%)	409(11%)
元		3,514	3,196(91%)	318(9%)
2		574	495(86%)	79(14%)
	手 指	140	124(89%)	16(11%)
	器 具 類	434	371(85%)	63(15%)
	食 品	0	0(0%)	0(0%)

② 化学検査等

ATPふき取り検査、検鏡等による目視確認、官能検査等を行なっている。

(単位：件)

年度	区分	総数
28		13
29		11
30		11
元		69
2		899
	手 指	758
	食 品	3
	器具・包装類	138
	虫	0
	そ の 他	0

[3] 特別監視指導

(1) 夏季一斉監視

夏季は高温多湿で食中毒の多発時期である。このため、6月1日から8月31日までの期間に、食中毒の原因となりやすい食品の収去検査と業種別の一斉監視を都区共同で行ない、また講習会を実施し食中毒の未然防止に努めている。

特に、O157、ノロウイルスによる食中毒発生防止の観点から、学校給食等の大規模調理施設への監視指導及び衛生教育を重点的に行なった。

監視件数	3,032件
収去検査品目数（不良又は否となった品目数）	102（12）
講習会実施数（参加人数）	3回（121名）

（注）「否」は食品衛生法違反、「不良」は国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないもの。

(2) 歳末一斉監視

年末年始には多種類の食品が短期間に大量に流通するので、食品の取扱いが不衛生になりがちである。このため、11月から年末にかけて正月食品などの製造業、販売業の一斉監視及び収去検査を都区共同で行なっている。

監視件数	2,985件
収去検査品目数（不良又は否となった品目数）	57（1）
講習会実施数（参加人数）	1回（15名）

（注）「否」は食品衛生法違反、「不良」は国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないもの。

(3) 休日、夜間営業施設監視

土日、祝日には、縁日・祭礼等で臨時営業等の施設が多く出店している。これらの施設についても監視指導を行なっている。

また、ふぐ取扱所等の営業施設については夜間にかけて監視指導を行なっている。

年度	区分	回数(回)	監視指導数(件)
28		21	1,031
29		16	554
30		22	553
元		17	492
2		15	83

(4) 表示指導

食品の表示は、消費者が食品を選択するうえで、貴重な情報源となっている。このため、食品表示法では、包装された加工食品に、食品添加物・アレルギー物質・遺伝子組換え食品・期限表示・保存方法等の表示を義務付けている。不適正な表示の食品が流通することのないように日常より監視指導を行なっている。

(単位：件)

年 度		区 分		監視指導数
		28		16,734
		29		15,911
		30		13,290
		元		11,659
		2		6,714
現場で発見した違反・ 不適正表示品目数	総 数			51
	内 容	無 表 示		6
		期 限 表 示		4
		所 在 地 ・ 氏 名		0
		添 加 物		4
		そ の 他		37

(注) 表中「その他」は、食品表示法、医薬品・医療機器等の品質・有効性及び安全性の確保等に関する法律の違反によるものも含む。

(5) 輸入食品対策

食生活の多様化などにより、国内で消費される食品のうち、輸入食品は、カロリーベースで6割を占めている。そのため、輸入食品の監視及び収去検査を実施し、その安全性確保に努めている。

① 細菌検査の結果

収去した食品の検査を実施した。なお「否」は食品衛生法違反、「不良」は国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないものである。

(単位：件)

年 度	区 分	検 体 数	都健康安全研究センター			登 録 検 査 機 関		
			総 数	否	不 良	総 数	否	不 良
28		5	0	0	0	5	0	0
29		2	0	0	0	2	0	0
30		6	0	0	0	6	0	0
元		17	0	0	0	17	0	0
2		9	0	0 (0%)	0 (0%)	9	0 (0%)	0 (0%)
	魚 介 類	6	0	0	0	6	0	0
	魚 介 類 加 工 品	3	0	0	0	3	0	0
	冷 凍 食 品	0	0	0	0	0	0	0
	肉・肉類及び同加工品	0	0	0	0	0	0	0
	乳・乳製品	0	0	0	0	0	0	0
	アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0	0
	穀類・同加工品	0	0	0	0	0	0	0
	野菜類・果実及び同加工品	0	0	0	0	0	0	0
	菓 子 類	0	0	0	0	0	0	0
	清 涼 飲 料 水	0	0	0	0	0	0	0
	酒 精 飲 料	0	0	0	0	0	0	0
	氷 雪 ・ 水	0	0	0	0	0	0	0
	かん詰・びん詰食品	0	0	0	0	0	0	0
	そう菜及びその半製品	0	0	0	0	0	0	0
	弁 当 類	0	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 の 食 品	0	0	0	0	0	0	0
	添 加 物	0	0	0	0	0	0	0
	拭 取 り ・ 検 便	0	0	0	0	0	0	0

(注) 表の数値は「[2]食品・器具・容器包装等の検査」の内、輸入食品に係る再掲。

② 化学検査の結果

収去した食品の検査を実施した。なお「否」は食品衛生法違反、「不良」は表示違反及び国の衛生規範・東京都の措置基準等に適合しないものである。

(単位：件)

年 度	区 分	検体数	都健康安全研究センター 登 録 検 査 機 関				
			総数	否	総数	否	不良
28		59	0	0	59	0	0
29		61	0	0	61	0	0
30		91	0	0	91	0	0
元		97	0	0	97	0	0
2		94	0	0 (0%)	94	0 (0%)	0 (0%)
	魚 介 類	4	0	0	4	0	0
	魚 介 類 加 工 品	3	0	0	3	0	0
	冷 凍 食 品	0	0	0	0	0	0
	肉・肉類及び同加工品	0	0	0	0	0	0
	乳・乳製品	0	0	0	0	0	0
	アイスクリーム類・氷菓	0	0	0	0	0	0
	穀類・同加工品	14	0	0	14	0	0
	野菜類・果実及び同加工品	16	0	0	16	0	0
	菓 子 類	5	0	0	5	0	0
	清 涼 飲 料 水	0	0	0	0	0	0
	酒 精 飲 料	15	0	0	15	0	0
	氷 雪 ・ 水	0	0	0	0	0	0
	かん詰・びん詰食品	27	0	0	27	0	0
	そう菜及びその半製品	0	0	0	0	0	0
	弁 当 類	0	0	0	0	0	0
	そ の 他 の 食 品	10	0	0	10	0	0
	添 加 物	0	0	0	0	0	0
	器 具 ・ 容 器 包 装 ・ 玩 具	0	0	0	0	0	0

(注) 表の数値は「[2]食品・器具・容器包装等の検査」の内、輸入食品に係る再掲。

[4] 食中毒・苦情

食中毒・苦情の届出のあった場合にはその原因施設及び食品等の調査を行なっている。また原因が営業者にある場合には、施設及び食品等の取扱いについて改善指導の措置を行ない、事故の再発防止に努めている。

(1) 食中毒

食中毒が発生した場合は、原因施設・原因食品・原因物質を究明し、再発防止のために速やかに対処している。

□食中毒の発生状況（過去5年間）

年 度	区 分	発生件数(件)	患者数(人)
28		6	63
29		3	11
30		11	97
元		4	28
2		4	26

□内訳

区分 年度	発生年月日	患者数 (人)	原因食品	原因物質
28	28. 4. 24	8	会食料理（不明）	カンピロバクター・ジェジュニ
	28. 5. 16	9	会食料理（不明）	カンピロバクター・ジェジュニ/コリ
	28. 7. 31	12	うな重	黄色ブドウ球菌
	29. 1. 14	12	会食料理（不明）	ノロウイルス
	29. 1. 18	3	会食料理（不明）	カンピロバクター・ジェジュニ
	29. 1. 28	19	会食料理（不明）	ノロウイルス
29	29.10. 3	6	会食料理（不明）	カンピロバクター・ジェジュニ
	29.11.26	4	会食料理（不明）	ノロウイルスGⅡ
	30. 2. 17	1	酒類（洗浄剤）	化学物質（洗浄剤）
30	30. 5. 31	77	会食料理（不明）	ウェルシュ菌
	30. 6. 22	1	刺し身盛り合わせ	アニサキス
	30. 7. 25	2	会食料理（不明）	カンピロバクター・ジェジュニ
	30. 9. 2	3	会食料理（不明）	カンピロバクター・ジェジュニ
	30.10. 1	1	寿司	アニサキス
	30.10. 1	3	会食料理（不明）	カンピロバクター・ジェジュニ
	31. 2. 4	4	会食料理（不明）	黄色ブドウ球菌
	31. 2. 10	3	会食料理（不明）	カンピロバクター・ジェジュニ
	31. 3. 13	1	寿司	アニサキス
	31. 3. 14	1	シメサバ	アニサキス
31. 3. 16	1	ゴマサバ	アニサキス	
元	元. 8. 12	4	会食料理（不明）	カンピロバクター（推定）
	2. 3. 3	1	刺し身盛り合わせ	アニサキス
	2. 3. 13	16	給食	ノロウイルス
	2. 3. 27	7	寿司	ノロウイルス
2	2. 8. 28	2	会食料理（焼き鳥を含む）	カンピロバクター・ジェジュニ
	2.11.29	1	会食料理（しめさばを含む）	アニサキス
	3. 2. 22	22	会食料理（寿司を含む）	ノロウイルスGⅡ
	3. 3. 21	1	寿司（イワシを含む）	アニサキス

(2) 食中毒関連調査

区外で調査している食中毒及びその疑いについて、関係保健所からの依頼により、区内の患者及び施設の調査を行なっている。

□食中毒関連調査件数

年 度 \ 区 分	調 査 件 数(件)	調 査 対 象 者 数(人)	調 査 施 設 数(軒)
28	55	105	30
29	52	95	58
30	81	39	81
元	56	23	46
2	25	218	28

(3) 感染症関連調査

保育園・学校・高齢者福祉施設等で集団的に嘔吐・下痢等の症状を呈している患者が発生した場合、健康推進課と連携して原因施設・食品・患者等の調査を行なっている。

年 度 \ 区 分	調 査 件 数(件)	調 査 対 象 者 数(人)
28	0	0
29	1	54
30	0	0
元	0	0
2	0	0

(注) 調査の結果、感染症と決定した件数を計上している。

(4) 苦情処理

苦情には、異物混入、腐敗・変敗、カビの発生など食品に関するものと、取扱いや施設に関するものがある。「有症苦情」とは、下痢、嘔吐、発熱等の食中毒症状を呈したが、食品が原因と断定できなかったものである。

(単位：件)

年 度 \ 区 分	苦 情 処 理 数
28	175
29	165
30	164
元	139
2	141
異 物 混 入	15
有 症 苦 情	36
腐 敗 ・ 変 敗	2
カ ビ の 発 生	0
異 味 ・ 異 臭	8
取 扱 不 良	12
施 設 不 良	23
そ の 他	45

(5) 食中毒・苦情に伴う検査

食中毒・苦情の届出により原因究明のため、食品、調理器具、従業員の手指、患者のふん便等の検査を実施した。

(単位：件)

年 度	区 分	検 体 数	検 体 数		
			都健康安全研究センター	区衛生検査担当	
28		835	835	0	
29		362	362	0	
30		635	635	0	
元		605	603	2	
2		314	310	4	
	細 菌	食品・水	27	25	2
		拭き取り（器具・手指等）	54	52	2
		ふん便・吐物等	73	73	0
		その他	28	28	0
	ウ イ ル ス	食品・水	21	21	0
		拭き取り（器具・手指等）	34	34	0
		ふん便・吐物等	65	65	0
		その他	0	0	0
	化 学	食品・水	12	12	0
		容器・器具	0	0	0
		その他	0	0	0

[5] 不利益処分

処分年月日	業 種	処分内容	処 分 理 由
28. 5. 13	飲 食 店 営 業	営業停止7日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
28. 5. 30	飲 食 店 営 業	営業停止6日間 （自粛1日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
28. 8. 24	飲 食 店 営 業	営業停止5日間 （自粛2日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
29. 1. 17	飲 食 店 営 業	営業停止3日間 （自粛4日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
29. 2. 10	飲 食 店 営 業	営業停止5日間 （自粛2日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
29. 2. 15	飲 食 店 営 業	営業停止3日間 （自粛4日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
29.10. 3	飲 食 店 営 業	営業停止5日間 （自粛2日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
29.11.26	飲 食 店 営 業	営業停止4日間 （自粛3日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
30. 2. 17	飲 食 店 営 業	営業停止6日間 （自粛1日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
30. 6. 8	飲 食 店 営 業	営業停止5日間 （自粛2日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
30. 7. 3	飲 食 店 営 業	営業停止1日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
30. 8. 14	飲 食 店 営 業	営業停止6日間 （自粛1日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
30.10. 4	飲 食 店 営 業	営業停止5日間 （自粛2日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
30.11.15	飲 食 店 営 業	営業停止1日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
30.11.21	飲 食 店 営 業	営業停止5日間 （自粛2日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
31. 2. 15	飲 食 店 営 業	営業停止5日間 （自粛2日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
31. 2. 27	飲 食 店 営 業	営業停止4日間 （自粛3日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
31. 3. 26	飲 食 店 営 業	営業停止1日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
31. 3. 26	飲 食 店 営 業	営業停止1日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
31. 4. 9	飲 食 店 営 業	営業停止1日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
元. 9. 6	飲 食 店 営 業	営業停止5日間 （自粛2日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項、第51条の違反）
2. 1. 31	食品の輸入業	販売禁止命令	違反食品の販売等（食品衛生法第10条の違反）（※）
2. 3. 17	飲 食 店 営 業	営業停止1日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
2. 3. 31	飲 食 店 営 業	営業停止7日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
2. 4. 16	飲 食 店 営 業	営業停止6日間 （自粛1日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条第3項の違反）
2. 9. 30	飲 食 店 営 業	営業停止4日間 （自粛3日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条の2第2項の違反）
2.12.14	飲 食 店 営 業	営業停止1日間	食中毒（食品衛生法第6条、第50条の2第2項の違反）
3. 3. 4	飲 食 店 営 業	営業停止4日間 （自粛3日間）	食中毒（食品衛生法第6条、第50条の2第2項の違反）

（※）食品衛生法の一部を改正する法律の一部が令和2年6月1日に施行されたため、改正後の食品衛生法では第12条の違反となる。

[6] 食品衛生講習会

(1) 食品取扱従事者及び消費者を対象に講習会や街頭相談等を行ない食品衛生知識の向上にも努めている。

年度	区分	食品関係業者		消費者	
		回数(回)	参加者数(人)	回数(回)	参加者数(人)
28		44	2,448	11	631
29		38	2,298	14	794
30		37	2,071	13	1,714
元		38	1,953	7	652
2		10	367	0	0

(2) リスクコミュニケーション

豊島区食品衛生監視指導計画の策定に当たっては、豊島区のパブリックコメント制度により、消費者及び事業者からの意見を反映し、その過程の公正性及び透明性を確保している。

[7] 食の安全推進事業

広く区民に食の安全を普及・啓発するため、豊島区池袋食品衛生協会との共催により街頭相談及び池袋駅東口の百貨店への懸垂幕の掲示を行なっている。また平成27年度からは地域保健課が主催する「健康チャレンジ！」事業へ参加し、食品衛生クイズや手指の汚れ測定を実施することで食品衛生への知識の普及・啓発を行なった。(単位：人)

年度	内 容	参加人数
28	知って防ごう食中毒（食育イベント）12月	149
	街頭相談	329
	中央図書館特集展示（6月・12・1月）	
	センタースクエアパネル掲示（10月）	
	懸垂幕の掲示（8月・12月）	
29	知って防ごう食中毒（食育イベント）2月	792
	街頭相談	537
	中央図書館特集展示（6月・12・1月）	
	センタースクエアパネル掲示（10月）	
	懸垂幕の掲示（8月・12月）	
30	知って防ごう食中毒（食育イベント）12月	655
	街頭相談	503
	中央図書館特集展示（6月・1月）	
	懸垂幕の掲示（8月）	
元	知って防ごう食中毒（食育イベント）2月	(※)
	街頭相談	281
	中央図書館特集展示（7月・1月）	
	懸垂幕の掲示（8月・12月）	
2	知って防ごう食中毒（食育イベント）2月	(※)
	街頭相談	(※)
	中央図書館特集展示（1月）	
	懸垂幕の掲示（8月・12月）	

(※) 実施を中止。

[8] 食品衛生優良施設表彰

食品関連施設のうち、設備が適正であるばかりでなく、常に衛生水準の維持向上に努め、他の模範となる施設に、区長から表彰を行なっている。

年度	区分	表彰施設数
28		2
29		2
30		4
元		1
2		1

[9] 食品衛生推進員制度

食品衛生法第61条第2項の規定及び豊島区食品衛生推進員設置要綱により、食品等事業者の自主管理の推進及び区が行なう食品の安全確保事業の推進に協力する民間協力者を、区長が推進員として任期2年で委嘱している。なお、本事業は令和元年度より休止している。

年 度	内 容	回 数(回)	人 数(人)
28	講習会講師	7	(※) 558
	食品衛生推進員講習会・受講	2	18
	食品衛生推進会議	3	34
29	講習会講師	7	(※) 401
	食品衛生推進員講習会・受講	2	16
	食品衛生推進会議	3	30
30	講習会講師	5	(※) 431
	食品衛生推進員講習会・受講	2	15
	食品衛生推進会議	3	28

(※) 「人数」は講習会受講者数。

[10] 調理師・製菓衛生師免許

都知事からの委任を受け、免許の申請、書換え、再交付等の経由事務を行なっている。

□取り扱い件数

(単位：件)

年度 \ 区分		総 数	新 規	書 換	再交付
28		133	108	10	15
29		85	71	10	4
30		88	73	2	13
元		84	68	4	12
2		80	67	2	11
	調 理 師	72	59	2	11
	製 菓 衛 生 師	8	8	0	0

[11] 照会依頼への回答

刑事訴訟法、法人税法、弁護士法等の規定に基づき、警察、税務署、弁護士会等からの営業施設についての照会依頼に対し、文書を作成し回答を行なっている。

照会依頼1件当たりの回答対象は、数施設から数千施設に及ぶ。

年度 \ 区分	回答件数
28	209
29	271
30	206
元	228
2	128